

山口県報

平成22年
3月12日
(金曜日)

目 次

規則
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課).....



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中、「第八十条の第三第二項及び同条第三項」を「並びに第八十条の第三第三項及び第四項」に、「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。
別記第三号様式(その一)から同様式(その四)までを次のように改める。

第3号様式(その1)(第6条関係)
(個人事業税用)

(表)

個人事業税納税通知書							
様							
課税年度	年度	事由	課税対象 所得年	年	整理番号		
種 別	課税標準額	税率	税 額		期 別	税 額	納 期 限
	第1種	千円 5%	円				年 月 日
	第2種	千円 4%	円				年 月 日
	第3種	千円 5%	円				
	千円 3%	円					
合 計 税 額			円				

上記のとおり、地方税法第72条の2及び山口県税賦課徴収条例第40条の規定により賦課しましたので、納期限までに裏面に記載した納付場所へ納付してください。

なお、納期が2期(前期・後期)に分かれている場合、前期分の納付書のみ添付しています。後期分の納付書は納期限の10日前までに、別途送付します。

年 月 日
県税事務所長 印

(裏)

不服申立ての方法

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

延滞金

納期限までに納付されなかつたときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額(税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額の延滞金(全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。)を本税額と併せて納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促状

納期限までに納付されなかつたときは、督促状を發します。督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

納付場所 県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所

備考 用紙の大きさは、縦13.0センチメートル、横21.0センチメートルとする。

第3号様式(その2)(第6条関係)

(不動産取得税用)

(表)

年度 不動産取得税納税通知書					
_____ 様					
		課税標準額	税率	700	円
				700	円
税 額				円	
減 額				円	
				円	
				円	
				円	
差 引		納 税 額		円	
納 期 限		年 月 日			
整理番号		種別			
物件の所在地					
取得年月日		年 月 日			
取得原因					
<p>上記のとおり、地方税法第73条の2及び山口県税賦課徴収条例第54条の規定により賦課しましたので、納期限までに裏面に記載した納付場所で納付してください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 県税事務所長 印</p>					

(裏)

不服申立ての方法

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

延滞金

納期限までに納付されなかつたときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額(税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額の延滞金(全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。)を本税額と併せて納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促状

納期限までに納付されなかつたときは、督促状を發します。督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

納付場所 県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所

備考 用紙の大きさは、縦11.4センチメートル、横21.0センチメートルとする。

第3号様式(その3)(第6条関係)

(自動車税・定時賦課用)

(表)

年度 自動車税納税通知書(兼領収証書)

様

下記のとおり、地方税法第145条及び山口県税賦課徴収条例第82条の規定により賦課しましたので、納期限までに裏面に記載した納付場所で納付してください。

税 額	円	登 録 番 号	
延滞金額	円	納 期 限	年 月 日
合 計 額	円		

領収日付印

年 月 日

県税事務所長 印

上記のとおり領収しました。

(裏)

不服申立ての方法

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

延滞金

納期限までに納付されなかつたときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額(税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額の延滞金(全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。)を本税額と併せて納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促状

納期限までに納付されなかつたときは、督促状を發します。督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

納付場所 県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所

備考 用紙の大きさは、縦11.4センチメートル、横4.0センチメートルとする。

第3号様式(その4)(第6条関係)

(自動車税・随時賦課用)

(表)

年度 自動車税納税通知書

登録番号		税 額	円
納 期 限	年 月 日	延滞金額	円
課税の根拠	地方税法第145条及び山口県税賦課徴収条例第82条	合 計 額	円

上記のとおり、最寄りの納付場所(裏面に記載)で納付してください。

年 月 日

県税事務所長 印

(裏)

不服申立ての方法

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

延滞金

納期限までに納付されなかつたときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額(税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額の延滞金(全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。)を本税額と併せて納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促状

納期限までに納付されなかつたときは、督促状を發します。督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

納付場所 県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所

備考 用紙の大きさは、縦9.6センチメートル、横29.7センチメートルとする。

別記第三号様式(その六)を削り、同様式(その五)の備考を次のように改め、同様式(その五)と同様式(その六)とする。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
別記第三号様式(その四)の次に次の一様式を加える。

第3号様式(その5)(第6条関係)
(鉱区税用)

(表)

年度 鉱区税納税通知書			
_____ _____様	登録番号		
登録年月日	年	月	日
鉱 種			
納 期 限	年	月	日
課 税 標 準	百アール	税率	円
税 額			円

上記のとおり、地方税法第178条及び山口県税賦課徴収条例第90条の規定により賦課しましたので、納期限までに裏面に記載した納付場所で納付してください。

年 月 日
山口県知事 印

(裏)

不服申立ての方法
<p>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に異議申立てをすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、上記の異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお、この処分の取消しの訴えは、上記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、異議申立てがあつた日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
延滞金
<p>納期限までに納付されなかつたときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額(税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額の延滞金(全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。)を本税額と併せて納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>
督促状
<p>納期限までに納付されなかつたときは、督促状を發します。督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。</p>
納付場所 県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所

備考 用紙の大きさは、縦11.4センチメートル、横21.0センチメートルとする。

別記第三号様式(その七)を次のように改める。

第3号様式(その7)(第6条関係)
(個人事業税・口座振替納付用)

(表)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">個人事業税納税通知書(口座振替納付用)</div>							
_____ _____ 様							
課税年度	年度	事 由		課税対象 所得年	年	整理番号	
種 別	課税標準額	税率	税 額				
第1種	千円	5%	円				
第2種	千円	4%	円				
第3種	千円	5%	円				
	千円	3%	円				
合 計 税 額			円				
				期 別	税 額	納 期 限	
					円	年 月 日	
					年 月 日		
				金融機関名			
				預金種別			
				口座番号			

七 地方税法第72条の2及び山口県税賦課徴収条例第40条の規定により賦課しましたので、上記のとおり通知します。
 この税金は、納期限の日にあなたが指定した金融機関の預金口座から振り替えて納付されますので、重複しないように注意してください。

_____ 年 月 日
 県税事務所長 印

(裏)

不服申立ての方法

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

延滞金

納期限までに納付されなかつたときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額(税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額の延滞金(全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。)を本税額と併せて納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促状

納期限までに納付されなかつたときは、督促状を發します。督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

備考 用紙の大きさは、縦/3.0センチメートル、横2/.0センチメートルとする。

別記第三号様式(その七)の次に次のように加える。

第3号様式(その8)(第6条関係)

(自動車税・口座振替納付用)

(表)

年度 自動車税納税通知書(口座振替納付用)

_____ 様

登録番号		課税の根拠	地方税法第145条及び山口県税賦課徴収条例第82条
税 額	円	納 期 限	年 月 日
金融機関名			
預金種別		口座番号	

上記のとおり通知します。

この税金は、納期限の日にあなたが指定した金融機関の預金口座から振り替えて納付されますので、重複しないように注意してください。

年 月 日
県税事務所長 印

(裏)

不服申立ての方法

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

延滞金

納期限までに納付されなかつたときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額(税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額の延滞金(全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。)を本税額と併せて納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年^{じゆん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促状

納期限までに納付されなかつたときは、督促状を發します。督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

九

第3号様式(その9)(第6条関係)
(自動車税・一括納付用)

(表)

年度 自動車税納税通知書(一括納付用)					
_____			_____ 様		
			左記のとおり、最寄りの納付場所(裏面に記載)で納付してください。		
			年 月 日		
登録番号	別紙内訳書のとおり	税 額	円		
納 期 限	年 月 日	延滞金額	円	岩国県税事務所長 印	柳井県税事務所長 印
課税の根拠	地方税法第145条及び山口県税賦課徴収条例第82条	合計額	円	周南県税事務所長 印	山口県税事務所長 印
(県税事務所別内訳)					
事務所名	台 数	税 額	事務所名	台 数	税 額
岩国県税	台	円	宇部県税	台	円
柳井県税			下関県税		
周南県税			萩 県 税		
山口県税			計		
			宇部県税事務所長 印 下関県税事務所長 印		
			萩 県 税 事 務 所 長 印		

(裏)

不服申立ての方法	この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。
	また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
	なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
延滞金	納期限までに納付されなかつたときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額(税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額の延滞金(全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。)を本税額と併せて納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
督促状	納期限までに納付されなかつたときは、督促状を發します。督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
納付場所	県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所

別紙 内 訳 書

納税義務者
住所(所在地)
氏名(名称) 様

代表県税事務所	納 期 限 日
	年 月 日

整理番号	登 録 番 号	税 額	事務所名
		円	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列々とする。

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式 (第6条関係)

別記第六号様式を次のように改める。

記号 番号	徴収金額収証書 (県税)	
	住所	
納税者 特別徴収義務者 氏名	様	

徴収金の内訳

自動車ナンバー区分

1	2	3
山	山口	下関

73	税目	税	県税	整理番号 (登録番号)	十	千	百	十	万	千	百	十	円
			税額										
賦課 年度		年度	延滞金額										
期別 月		分	過少申告 加算金額										
期間	年	月	不申告 加算金額										
	日から	日まで	重 加算金額										
申告 区分	予定 修正	中間 更正	確定 決定	合計額									
領収年月日	年	月	日	納付区分									

金額
番号
振出人

内小切手等

上記のとおり領収しました。

年 月 日

山口県総務部税務課分任出納員
県税事務所

備考

引受年月日

引受者
受領印

備考 用紙の大きさは、縦/7センチメートル、横/11.4センチメートルとする。

第6号様式 (その1) (第6条関係)
(一般用)

山口県 都道府県コード 350007 県税 納付 (納入) 書 (兼領収証書) 公

年度	口 番 号	番 加 名	山口県会計管理者
----	-------	-------	----------

様

自 動 車
ナンバー区分
1 山 2 山口 3 下関

73	税 目	税 額	整理 番号 (登録番号)	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
課 税 年 度	年 度	延滞金額		
期 別 月	年 月 日 分	過少申告 加算金額		
期 間	年 月 日 年 月 日 まで	不 申 告 加算金額		
申 告 区 分	予 定 中 間 確 定 修 正 更 正 決 定	重 加算金額		
		合 計 額		
		納付区分		

県税事務所
 山口県総務部税務課

領 収 日 付 印

上記のとおり領収しました。

備考 用紙の大きさは、縦/7.7センチメートル、横/11.4センチメートルとする。

第6号様式 (その2) (第6条関係)
(納税通知書添付用)

山口県 納付 (納入) 書 公
兼領収証書

加入者名 山口県会計管理者
口座番号

納税者住所・氏名

様

税 額	円
延滞金	円
加算金	円
小 計	円
追 加 延滞金	円
合 計	円
納期限	年 月 日
領収日付印	

備考 用紙の大きさは、縦/11.4センチメートル、横/3.0センチメートルとする。

第6号様式（その3）（第6条関係）
（ゴルフ場利用税用）

山口県 都道府県コード 350007 県税

納入書（兼領収証書）公

年度	口番	座号	番	加者	人名	山口県会計管理者
----	----	----	---	----	----	----------

様

73	17	ゴルフ場利用税	県税	整理番号	号	千	百	十	円
申告年月	年	月	日	税額	延滞金額	過少申告加算金額	不申告加算金額	重加算金額	合計額
申告区分	年	月	日から	納付区	納付区	納付区	納付区	納付区	納付区
申告年月は（営業）期間の月の翌月を記入してください。									
期間	年	月	日まで						
申告区分	01	申告							
	05	決定							
	06	更正							

県税事務所

領収日付印

上記のとおり領収しました。

備考 用紙の大きさは、縦//.7センチメートル、横//.4センチメートルとする。

第6号様式（その4）（第6条関係）
（軽油引取税用）

山口県 都道府県コード 350007 県税

納付（納入）書（兼領収証書）公

年度	口番	座号	番	加者	人名	山口県会計管理者
----	----	----	---	----	----	----------

様

73	14	軽油引取税	県税	事業者コード	号	千	百	十	円
実績年月	年	月	日	税額	延滞金額	過少申告加算金額	不申告加算金額	重加算金額	合計額
納入納入区分	年	月	日から	納付区	納付区	納付区	納付区	納付区	納付区
実績年月は（事業）期間の月を記入してください。									
期間	年	月	日まで						
納入区分	0	納入							
	2	普通徴収							
	01	申告							
	04	賦課決定							
	05	賦課決定							
	06	更正							

県税事務所

領収日付印

上記のとおり領収しました。

備考 用紙の大きさは、縦//.7センチメートル、横//.4センチメートルとする。

別記第八号様式を次のように改める。

第8号様式(その1)(第6条関係)
(一般用)

(表)

お問い合わせ先					
県税事務所					
<div style="border: 1px solid black; width: 30%; margin: 0 auto; padding: 5px;">督 促 状</div>					
	税目		整理番号	納期限	年 月 日
税額	円	加算金額	円	延滞金額	地方税法の規定により計算した額
年 月 日 山口県知事 (県税事務所長) 印					

(裏)

表記のとおり滞納となつておりますので、至急県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所に納めてください。

不服申立ての方法

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に異議申立て審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされておりますが、異議申立て審査請求があつた日から3箇月を経過しても決定がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

御 注 意

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、国税徴収法に規定する滞納処分の例によつて財産の差押をしなければならないことになっております。

延 滞 金

- 延滞金は、納期限の翌日から納付される日までの期間の日数に応じて税額(税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に年14.6パーセント(次の各号の区分に従い当該各号に定める期間については、年7.3パーセント(これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した額を、本税額と併せて納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
 - 納期限後納付(納入)の場合 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
 - 納期限後申告又は修正申告の場合 提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
 - 更正又は決定の場合 指定納期限までの期間又は当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間
 - 徴収猶予の場合 猶予期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
- 上記1により計算した延滞金の金額が1,000円未満のときはその全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。

備考 用紙の大きさは、縦/8.3センチメートル、横/21.0センチメートルとする。

第8号様式(その2)(第6条関係)

(法人事業税・地方法人特別税・法人県民税用)

(表)

お問い合わせ先

県税事務所

様

督 促 状

年度	年度	法人番号	事業年度		納期限	年 月 日
税 目	法人県民税	法人事業税及び 地方法人特別税	加算金額	延 滞 金 額		
税 額	円	円	円	地方税法及び地方法人特別税等に関する 暫定措置法の規定により計算した額		

年 月 日
県税事務所長 印

(裏)

表記のとおり滞納となつておりますので、至急県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所に納めてください。

不服申立ての方法

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされておりますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

御 注 意

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、国税徴収法に規定する滞納処分の例によつて財産の差押をしなければならぬことになっております。

延 滞 金

1 延滞金は、納期限の翌日から納付される日までの期間の日数に応じて税額(税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に年14.6パーセント(次の各号の区分に従い当該各号に定める期間については、年7.3パーセント(これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した額を、本税額と併せて納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

- (1) 納期限後納付の場合 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (2) 納期限後申告又は修正申告の場合 提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 更正又は決定の場合 指定納期限までの期間又は当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (4) 徴収猶予の場合 猶予期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

2 上記1により計算した延滞金の金額が1,000円未満のときはその全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。

備考 用紙の大きさは、縦/8.3センチメートル、横/21.0センチメートルとする。

第8号様式(その3)(第6条関係)
(自動車税・一括発付用)

(表)

督 促 状	年度	自動車税

_____様		
登録番号		
納 期 限	年	月 日
税 額	円	
延滞金額	地方税法の規定により計算した額	

年 月 日

県税事務所長 印

(裏)

表記のとおり滞納となっておりますので、至急県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所に納めてください。

不服申立ての方法

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

御 注 意

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、国税徴収法に規定する滞納処分等の例によつて財産の差押をしなければならないことになっています。

延 滞 金

1 延滞金は、納期限の翌日から納付される日までの期間の日数に応じて税額(税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に年14.6パーセント(次の各号の区分に従い当該各号に定める期間については、年7.3パーセント(これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した額を、本税額と併せて納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

- (1) 納期限後納付の場合 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (2) 徴収猶予の場合 猶予期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

2 上記1により計算した延滞金の金額が1,000円未満のときはその全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。

備考 用紙の大きさは、縦11.4センチメートル、横17.0センチメートルとする。

第8号様式(その4)(第6条関係)

(自動車税・個別発付用)

(表)

お問い合わせ先

県税事務所

様

督 促 状

年 度	年 度	税 目	自動車税	登録番号	納期限	年 月 日
税 額			円	延滞金額	地方税法の規定により計算した額	

年 月 日
県税事務所長 印

(裏)

表記のとおり滞納となつておりますので、至急県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県税事務所に納めてください。

不服申立ての方法

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

御 注 意

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、国税徴収法に規定する滞納処分の例によつて財産の差押をしなければならないことになっています。

延 滞 金

1 延滞金は、納期限の翌日から納付される日までの期間の日数に応じて税額(税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。)に年14.6パーセント(次の各号の区分に従い当該各号に定める期間については、年7.3パーセント(これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した額を、本税額と併せて納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

- (1) 納期限後納付の場合 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (2) 徴収猶予の場合 猶予期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

2 上記1により計算した延滞金の金額が1,000円未満のときはその全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。

備考 用紙の大きさは、縦18.3センチメートル、横21.0センチメートルとする。

第8号様式(その5)(第6条関係)
(鉾区税用)

(表)

お問い合わせ先

税 務 課

様

督 促 状

年 度	年度	税目	鉾区税	登録番号		整理番号		納期限	年 月 日
税 額					円	延滞金額	地方税法の規定により計算した額		

年 月 日
山口県知事 印

第55号様式(第23条関係)

法人 県民税 事業税 に係る課税標準額等通知書

第 号
年 月 日

知事 様

山口県 県税事務所長 印

地方税法第63条第3項
第72条の49第11項の規定により、次のとおり通知します。

法人名									
主たる事務所等の所在地									
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで				資本金の額又は出資金の額	円			
税務官署の処理状況	年 月 日				資本金等の額	円			
本県申告	申告期限の延長月数	県民税月	事業税月	分割都道府県数(本県を含む)					
	年 月 日				法人区分	地方税法第72条の適用			
県民税	(使途秘匿金税額等)課税標準となる法人税額等	円			分割基準	分	人		
		円					総数	人	
事業税	課税標準の総額	所得金額	年 万円以下の金額	円		売 上 高	総 売 上		
			年 万円を超え 万円以下の金額	円			円		
			年 万円を超える金額	円			円		
			計	円			円		
			軽減税率不適用法人の金額	円			円		
	分割基準	付加価値額	円			総数	軌道又は鉄道事業分売上		
		資本金等の額	円				円		
		収入金額	円				円		
	加 算 金	区 分	重加対応金額			重加算税対応法人税額			円
		所 得 割	円	円	不申告加算金	100			
付加価値割		円	円	過少申告加算金					
仮 装 経 理	資 本 割	円	円	重 加 算 金					
	収 入 割	円	円						
法人税割額から控除すべき外国税額の総額	都道府県民税	円			補正後の従業者数の総数	都道府県民税	人		
	市町村民税	円				市町村民税	人		
通知先における主たる事務所等の所在地	所得金額	円			租 税 条 約	所得金額	円		
	法人税額等	円				法人税額等	円		
備考					備考				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第六十八号様式及び別記第六十八号様式の二を次のように改める。

第68号様式 (第26条関係)

不動産取得税減額通知書

第 年 月 日 号

様

県税事務所長 印

年 月 日付けで申請のおつた不動産取得税の減額については、地方税法附則第 条 第 項 第 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

納税者 (所在地) 氏名(名称)	税目	税率	整理番号	期別	減額 前定年月 額
	所在地番 及び地番	区分 税率 %	控除減額 理由	税額	円
取得不動産の表示	土地 積目	減額			
	土地 用途	取得の 原因	差引納税額		円
家 屋	所在地	減額年月日		年月日	
	家屋番号 構造 取得日	種類 床面積 取得の 原因			
備考					

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができま

す。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第68号様式の2（第27条関係） 不動産取得税徴収猶予通知書

第 年 月 日 様 県税事務所長 印

年 月 日付で申告のあつた不動産取得税の徴収猶予については、第 条 第 項の規定により、下記のとおり承認します。 地方税法附則第 条 第 項 記

納税者 (所在地) 氏名(名称)	税目	県税	整理番号	期別
	区分	税率 %	徴収猶予理由	税額 円
土地 積	m ² 住宅用土地の面積	徴収猶予承認額		円
		納期限までに納付すべき額		
土地用途	取得の因	徴収猶予期間	年 月 日から	年 月 日まで
取得不動産の表示	所在地	種類	備考	
	家屋番号	床面積 m ²		
	構造	取得の因		
取得年月日	取得年月日	取得年月日		

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第九十四号様式(その1)中「特別徴収義務者賦課番号」を

「特別徴収義務者事業者コード」に定める。

別記第九十四号様式(その1)中「特別徴収義務者賦課番号」

「特別徴収義務者事業者コード」に定める。

別記第九十四号様式を次のとおり定める。

第104号様式（その2）（第14条の2関係）
（申告納付用）

更正 軽油引取税
決定 加算金額
通知書

第 年 月 日 号

住所（所在地）
氏名（名称）

様

県税事務所長 印

課税標準金額について、下記のとおり更正したので、不足金額及び加算金額を納期限までに納めてください。

記

年度	年度	事業者コード	実績年月(日)	年月	日分
区分	分	申	告①	更正又は決定②	過不足②-①
販売、消費、所有、譲渡又は輸入の数量	ア		リットル	リットル	リットル
課税済等の課税対象とならない数量	イ				
除数量	ウ				
分小計	イ+ウ	エ			
課税標準量	ア-エ	オ			
税額		カ	円	円	円
過少申告加算金額		キ			
不申告加算金額		ク			
重加算金額		ケ			
納付すべき金額	カ+キ+ク+ケ				
不足金額及び加算金額の納期限					年月日
更正又は決定の根拠	地方税法第 条 第 項				
納付する場所	県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関				県税事務所
備考					

平成22年3月12日 金曜日

山口県

(号外-8)

注

1 不足金額については、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき又は全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年/4.6パーセント（この通知書に指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年/7.3パーセント（これらの期間のうち平成12年/月/日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の//月30日を経過する時における日本銀行法第/5条第/項第/号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年/4パーセントの割合を加算した割合が年/7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年/4パーセントの割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額の延滞金（100円未満の端数があるとき又は全額が/1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁判がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とします。

県記録用紙十二回様式(その一)及び同様式(その二)を次のように訂正する。
第122号様式(その1)(第16条関係)
(一般用)

山口県 自動車税納税証明書 (継続検査・構造変更用)	
登録番号	
車台番号	
有効期限	年 月 日

上記の自動車に係る自動車税について、
領収日付印のとおり滞納がないことを証明
します。

県税事務所長 印

領 収 日 付 印

備考 用紙の大きさは、縦/.4センチメートル、横5.0センチメートルとする。

第122号様式(その2)(第16条関係)
(一括納付用)

県税 自動車税納税証明書 (継続検査・構造変更用)	
登録番号	年度 自動車税
車台番号	
有効期限	年 月 日

証明印

上記証明印のとおり滞納がないことを
証明します。

県税事務所長 印

備考 用紙の大きさは、縦/.4センチメートル、横4.8センチメートルとする。

平成二十二年三月十二日印刷
平成二十二年三月十二日発行

発行人所

山口県知事庁

別記第二百二十二号様式(その三)中「~~簿籍録帳~~」を「~~簿籍録帳・簿籍録帳~~」に

簿籍録帳

を

簿籍録帳

(簿籍録帳)

)に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年三月十五日から施行する。ただし、第二十条第一項の改正規定並びに別記第四号様式、別記第六号様式、別記第八号様式及び別記第二百二十二号様式の改正規定は、同年四月一日から施行する。